平成２３年（フ）第３２８号
福井市大宮３丁目21番19号　重藤荘５号室
破産者　奥田　敬高
1　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
2　一般調査期日　平成24年８月７日午後３時
平成24年６月６日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５３０号
大阪府豊中市大島町３丁目11番20―101号
破産者　谷口美智子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
2　一般調査期日　平成24年８月27日午後３時30分
平成24年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９号
横浜市港北区日吉本町４丁目14番１―129号
破産者　名和　　香（旧姓半沢）
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午後１時30分
平成24年６月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６５号
福井県鯖江市住吉町３丁目８番５号　エクセレント住吉105、旧住所福井県鯖江市上野田町第１号２番地11
破産者　長門　賢一
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年８月28日午後４時15分
平成24年６月５日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３３９号
大阪府羽曳野市野60番地
破産者　三友製起工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後３時30分
平成24年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５号
長崎県長崎市多以良町722番地
破産者　株式会社モクソウ
1　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
2　一般調査期日　平成24年８月22日午後２時30分
平成24年６月６日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
北海道江別市野幌東町26番地の８　クリスタルサンビレッジＧ―202
破産者　三谷　光子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月２日午後４時30分
平成24年６月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
釧路市鳥取北９丁目６番16号　ハイツ紫８号
破産者　大野　洋子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月８日午前10時
平成24年６月６日
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３９４１号
和歌山県新宮市磐盾８番３号、開始決定時の住所大阪府高槻市北大樋町２番22号
破産者　来馬　章起
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午後４時
平成24年６月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１５号
岡山県倉敷市庄新町４番１―５号
破産者　藤原　博子
1　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
2　一般調査期日　平成24年９月７日午前11時
平成24年６月５日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１８号
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参207番地５
破産者　潮崎　焜及
1　期日　平成24年７月５日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月６日　　徳島地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０２２号
東京都千代田区麹町４丁目７番２号
清算株式会社　株式会社インテクトホールディングス
代表清算人　岡林　明弘
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第１００１号
神戸市中央区神戸空港10番
清算株式会社　神戸航空交通ターミナル株式会社
代表清算人　松﨑　　昭
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１３号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目39番地１
清算株式会社　株式会社共和建鉄
代表清算人　竹原　正貴
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
福島県郡山市久留米６丁目85番地の４
再生債務者　栗原　久典
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月５日まで
4　一般調査期日　平成24年７月24日から平成24年８月７日まで
福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（再）第３号
埼玉県加須市北平野263番地の５
再生債務者　株式会社ダイヤ観光開発
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月２日まで
4　一般調査期日　平成24年８月６日から平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
滋賀県東近江市能登川町56番地３、認可決定確定時の本店所在地滋賀県東近江市小脇町428番地５
再生債務者　朝日店舗総業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年６月４日　　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第７８号
埼玉県新座市新座１丁目17番29―503号
再生債務者　塩田　　直
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第８５号
埼玉県上尾市大字平塚2113番地36
再生債務者　二瓶　義弘
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３３号
埼玉県狭山市笹井１丁目19―12　パークアゼリアＡ202
再生債務者　原澤　　啓
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月10日から平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部